

任期満了に伴う歌志内市長選挙は、10月12日(日)に告示され、10月19日(日)が投票日です。この選挙における主なことについてお知らせします。

10月19日(日)は 歌志内市長選挙 の投票日です



問い合わせ
歌志内市長選挙管理委員会
(☎423211)

投票は午前7時～午後8時まで。開票は午後9時から公民館で行います。

■投票所と投票区域

| 投票区 | 投票所 | 区 域 |
|-------|-----------|-------------------------|
| 第1投票区 | 公民館 | 本町第一・第二・中央・川向、東光二区・三区 |
| 第2投票区 | 上歌新栄地区集会所 | 上歌旭町・新栄町・曙町 |
| 第3投票区 | 歌神地区集会所 | 歌神一区・二区・三区・市街・社宅 |
| 第4投票区 | 神威児童センター | 神威市街・桜ヶ岡・桜沢・錦ヶ岡・神楽岡 |
| 第5投票区 | 歌志内幼稚園 | 神威美山町、中村市街・日の出・宮下町・中央団地 |
| 第6投票区 | 西小学校 | 文珠第一・第二・新泉町・しらかば団地 |
| 第7投票区 | 文珠第三町内会館 | 文珠第三 |

投票できる方は

昭和63年10月20日までに生まれた日本国民で、平成20年7月11日までに本市に転入、住民登録をし、引き続き投票日(期日前投票日含む)まで居住している方です。

入場券の発送は

投票所入場券は、10月14日と15日の2日間に皆さんのお宅へ郵送される予定です。予定日を過ぎても入場券が届かない場合は、市選挙事務局まで問い合わせください。

期日前投票と不在者投票

■期日前投票
投票日に都合があつて投票所へ行けない方は、投票日と同じく投票することができ、「期日前投票制度」をご利用ください。
①投票ができる期間等
▽期間 10月13日(月)～10月18日(土)まで
▽時間 午前8時30分～午後8時まで
▽場所 選挙管理委員会事務局(市役所2階)

②期日前投票に必要なもの
投票所入場券(入場券が着いたとき)
▽期日 10月13日(月)～10月18日(土)まで
▽時間 午前8時30分～午後8時まで
▽場所 選挙管理委員会事務局(市役所2階)

ている場合)。印鑑は不要。
③期日前投票ができる主な理由
▽仕事や学業、冠婚葬祭などがあるとき
▽用務や事故のため、投票区域外に旅行や滞在をするとき
▽出産、手術などにより歩行困難であるとき
▽本市の選挙人名簿に登録されている方で、他市町村に転出予定があるとき
※身体の不自由な方のために、市役所入口に椅子とインタ―ホンを設置していますので、気軽にご利用ください。
■郵便による不在者投票
身体に重度の障害がある方や一定の要介護状態(要介護5)にある方は、「郵便による不在者投票制度」や「代理記載制度」を利用することができます。
あらかじめ証明書等の発行が必要ですので、希望される方は早めに交付申請をしてください。
■滞在地での不在者投票
仕事などで遠くの市町村に滞在し本市で投票できない方は、滞在地の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。
投票用紙の請求や交付手続きなどは郵便で行うため、希望される方は早めに市選挙事務局へ申し出てください。

今月から 福祉医療費助成制度の 対象を拡大

市では、北海道と協力して福祉医療費助成制度（重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児）を実施しています。このうち、重度心身障がい者及び乳幼児に対する医療費の助成対象者が、10月より拡大されました。

国保などの医療保険に加入されている方で、次の医療費を支払った方は、申請により助成を受けることができます。くわしい内容や手続きなどは、市民生活グループ（☎423217）へお問い合わせください。

重度心身障がい者医療費

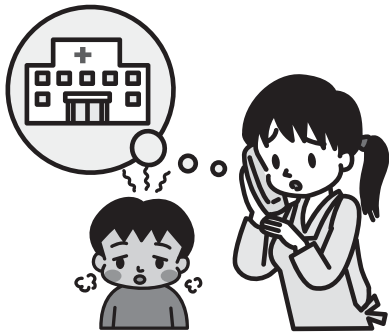
▼新たに助成対象となる医療費
精神保健福祉手帳1級に該当する方の、通院等（入院外）にかかる医療費。

▼助成される医療費 下記表1の自己負担額を除く医療費。

乳幼児等医療費

▼新たに助成対象となる医療費
小学校1年生から6年生までの児童の、入院にかかる医療費。

▼助成される医療費 下記表1の自己負担額を除く医療費。



※いずれの場合も、世帯の収入の状況によっては認定されない場合があります。
※拡大前の制度内容は、本年8月号広報紙をご覧ください。

表1 医療費の自己負担額

| 市民税課税世帯 | | 市民税非課税世帯 | | |
|--|---------|--|------|-------|
| 医療費負担は1割。ただし、1か月に負担する医療費が下表の額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。 | | 医療費は無料。ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。 | | |
| 【1か月の自己負担限度額】 | | 【初診時一部負担金】 | | |
| 外来（個人単位） | 12,000円 | 医科診療 | 歯科診療 | 柔道整復師 |
| 入院+外来（世帯単位） | 44,400円 | 580円 | 510円 | 270円 |

国民年金免除制度

免除の手続きが簡単になっています

免除期間の保険料と将来の年金額の取り扱い

以前は、国民年金保険料の免除や若年者が納付猶予を受けるために、毎年市役所へ申請書を提出する必要がありました。

しかし、平成18年度からは全額免除と若年納付猶予に限り、引き続き免除を希望する場合には改めて申請の必要がないこととされ、手続きの負担が軽減されています。

※確定申告など所得を申告している必要があります。

※失業や災害などで全額免除を受けた場合や、一部納付申請のときは毎年申請が必要です。

追納額は次表のとおりです。

■平成20年度中の追納額（月額）

| | 全額免除の場合 | 半額免除の場合 |
|---------|---------|---------|
| 平成10年度分 | 16,590円 | — |
| 平成11年度分 | 15,950円 | — |
| 平成12年度分 | 15,320円 | — |
| 平成13年度分 | 14,740円 | — |
| 平成14年度分 | 14,180円 | 7,090円 |
| 平成15年度分 | 13,970円 | 6,980円 |
| 平成16年度分 | 13,770円 | 6,880円 |
| 平成17年度分 | 13,810円 | 6,910円 |
| 平成18年度分 | 13,860円 | 6,930円 |
| 平成19年度分 | 14,100円 | 7,050円 |

※平成17年度以前の保険料追納額には、加算額が上乘せられています。

今年度中に追納する場合は、追納額は次表のとおりです。

保険料の全額免除や一部納付の期間がある場合は、全額納付している場合に比べ将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、免除を受けてから10年以内であれば、免除期間の保険料を後から納める（追納）ことができます。

※追納するときは、免除を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降の追納額には、経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

市民生活グループ（☎423217）